

公立大学法人滋賀県立大学一般事業主行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、前回の計画（平成 23 年度～平成 26 年度）の取組みを踏まえ、次のとおり行動計画を策定します。

1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

なお、本法人の第 3 期中期計画が平成 30 年 4 月 1 日から始まることから、当該計画の策定に伴い、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

2 計画内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする（特定プロジェクト職員、契約職員、特任職員を除く）。
男性教職員……計画期間中に 1 人以上取得すること
女性教職員……取得率を 100%にすること

〈対策〉

- 平成 27 年 4 月～ 配偶者が出産した男性教職員に、育児休業制度の周知を図る。

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日（契約職員、特任職員にあつては、取得率 80%）以上とする。

〈対策〉

- 平成 27 年 6 月～ 夏季における年次有給休暇等の計画的な取得の奨励を通知
- 平成 27 年 10 月～ 契約職員、特任職員の年休の取得実績を把握する。
- 平成 28 年 1 月～ 教職員の年休の取得実績を把握する。

目標 3：夏季休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 5 日以上とする。

〈対策〉

- 平成 27 年 6 月～ 夏季における年次有給休暇等の計画的な取得の奨励を通知
- 平成 27 年 10 月～ 契約職員、特任職員を含め教職員の夏季休暇の取得実績を把握する。

目標 4：事務職員の時間外労働時間を、1 人当たり平均年間 200 時間未満とする。

〈対策〉

- 平成 27 年 10 月～ 上半期の時間外労働の原因の分析等を行う。
- 平成 27 年 11 月～ 問題点および改善策を検討する。
- 平成 27 年 12 月～ 改善策を実施する。